

リース及びリース事業等に関する規制・制度改革提言（平成28年度）

平成28年11月30日
公益社団法人リース事業協会

当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言(24項目)を取りまとめて、政府の規制改革会議に提出した。

今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

〈提言項目〉

1. 競争政策（9項目）

- 国とのリース契約について
- 地方自治体におけるリース契約について
- 補助金制度の改善について①（リースの適用等）
- 補助金制度の改善について②（財産処分制限期間の見直し等）
- 補助金制度の改善について③（運用等）
- 科研費等研究資金に関する効率的運用について
- 入札制度について
- 医療機器リースの入札について
- 銀行の子会社の業務範囲「金融関連業務」について

2. 環境（5項目）

- 産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて
- 優良認定制度の見直しについて
- 産業廃棄物収集運搬、処分許可の更新時の対応について
- 産業廃棄物の処分受託及び再委託について
- フロン回収行程管理票の電子化の促進について

3. 医療（2項目）

- 医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化について
- ファイナンスリース契約における中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について

4. 自動車（3項目）

- リコール情報の開示
- 自動車関連諸税に関する情報提供について
- 自動車税納付書式の統一化等について

5. その他（5項目）

- 犯罪収益移転防止法の本人確認書類について
- 農地転用許可制度の緩和について
- 下請代金支払遅延等防止法について
- IoT設備が取得するデータについて
- ビッグデータの利活用について

提案事項名 (タイトル) (必須)	提案の具体的内容及び提案理由 (必須)
国とのリース契約について	<p>【具体的内容】</p> <p>①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>③国庫債務負担行為の設定期間は、原則5年度以内とされているが、これを超える期間の設定を認めること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①②現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。</p> <p>「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p> <p>③実使用可能期間に合わせたリース期間の設定が可能となるほか、予算のさらなる平準化が図られる。</p>
地方自治体におけるリース契約について	<p>【具体的内容】</p> <p>・地方自治体における賃貸借契約(リース契約)について、例えば、地方自治体が別途 保守契約を締結する、または、リース会社が第三者に保守を委託することができる等、リース契約による設備調達方法を改善すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・地方自治体とリース会社のリース契約では、地方自治体が用意する指定契約書(賃貸借契約)が用いられることが多く、リース会社に賃貸設備の保守義務及び稼働責任を負わせている。リース会社は専ら設備の調達機能を提供しており、メーカー等の第三者に保守等を委託することができなければ、賃貸設備の保守義務及び稼働維持を行う責務を果たすことが困難である。</p> <p>・地方自治体において、リース契約で設備を調達する場合は、リース契約とは別にメーカー等と保守契約を締結する、または、指定契約書において、保守・稼働維持をメーカー等に委託することができる等、リース契約による設備調達方法を改善すべきである。</p>
補助金制度の改善について① (リースの適用等)	<p>【具体的内容】</p> <p>①リースが利用できない補助金事業について、リースにより設備を調達した場合も補助対象とすること。</p> <p>(例)・私立学校施設整備費補助金(文部科学省) ・再生可能エネルギー電気・熱自立普及促進事業(環境省) ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金(国土交通省)</p> <p>②リース・割賦販売の取扱いが購入と比べて著しく不利な補助金事業について、リース・割賦販売と購入の取扱いを同等とすること。</p> <p>(例)・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金(経済産業省) *購入(銀行借入により購入した場合も含む)の場合は設備の取得価額全額が補助対象となるのに対し、リース・割賦販売の場合は最大で1年分のリース料・賦払金のみが補助対象とされている。</p> <p>③オペレーティング・リースを利用した場合も補助金事業の適用対象とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①②③補助金事業は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択権を拡げること、対象事業の推進に繋がる。</p> <p>・リース・割賦を補助金事業の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、対象事業が更に促進され、政策目的(省エネルギー設備の代替促進、設備投資活性化、中小企業の生産性向上等)に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。</p> <p>・ユーザーは、リースが有する資金負担及び償却負担の平準化効果を活用可能となる。</p> <p>・設備調達手段は購入でもリース・割賦でもユーザーの経済的便益は概ね同一である。ユーザーの設備調達手段のイコールフットリングの確保という観点においても、購入、リース・割賦で適用の適否を決めることは合理的ではなく、リース・割賦を対象とすることで設備投資ニーズの強力な後押しとなる。</p> <p>・また、補助金事業ごとに、リース適用の可否を定めるのではなく、例えば、各省庁の運用規程等において、リースの取扱いを定めるべきである。</p>
補助金制度の改善について② (財産処分制限期間の見直し等)	<p>【具体的内容】</p> <p>①リースが対象となる補助金事業について、リース期間を補助対象物件の法定耐用年数以上としている制度があるが、この制限を撤廃すること。</p> <p>(例)・エネルギー使用合理化等事業者支援補助金(経済産業省) ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金(経済産業省) ・先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業(環境省)</p> <p>②国の各種補助金事業を活用したリース契約について、リース借主が破綻した場合、受領済みの補助金を国へ返戻する規則を撤廃すること。</p> <p>③貸手の地位譲渡、債権譲渡制限の撤廃</p> <p>【提案理由】</p> <p>①リース活用のメリットとして、設備の使用見込期間に合わせてリース期間を設定できることにあるが、補助対象設備は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び各省庁の会計規則等で法定耐用年数以内の物件処分の制限がされていることから、事実上、法定耐用年数以上の使用が義務付けられており、リースでの設備利用ニーズを阻害している。また、企業においては、生産力の向上や省エネルギーを目的とした資産の更新や不採算部門の業務停止等に機動的に対応できず、財産処分制限により経済の活性化を阻害している。</p> <p>補助金事業の対象となる設備は、技術革新による性能向上が著しく、製品のライフサイクルが短くなっている中で、処分制限期間の規定があることにより設備更新が抑制され、設備が陳腐化する。リース契約により補助金事業の対象設備を導入する場合には、財産処分制限期間を法定耐用年数から適正リース期間に短縮することにより、設備更新の促進、陳腐化を回避することができ、公正かつ自由な経済活動が促進される。</p> <p>②リース会社はユーザーとともに、補助金の共同申請をするが、受領した補助金の全額をリース料に反映させることから、補助金の受益者はユーザーである。一方、ユーザーが倒産した場合は、リース会社に補助金全額の返還義務が生じ、不合理な仕組みとなっている。リース会社が受領済みの補助金を国へ返戻する規則を撤廃することにより、補助金を活用した取引の増加と、民間企業による設備投資の活性化が期待され、新たなリースマーケット創出につながる。</p> <p>③事業再編の一環で、リース事業の営業譲渡、リース債権の譲渡等が行われるが、補助金の交付を受けたリース契約については、営業譲渡又は債権譲渡を行うことができない。企業においては、経済合理性の観点で、事業の選択集中を進めているが、営業譲渡又は債権譲渡を受けるリース会社が補助金に係る貸手の義務を承継するのであれば、これを認めない取扱いは不合理である。</p>

<p>補助金制度の改善について③ (運用等)</p>	<p>【具体的内容】 ・補助金事業について、以下の項目の改善を行うこと。 ①振込受付書の提出義務の免除 ②補助金審査基準の明確化 ③書類の電子化・簡素化 【提案理由】 ①補助金事業において、設備代金の支払いが確認できる「証憑」(振込金受取書等・写し可)が求められるが、リース会社においては、年間数十万件の支払いを行っており、個別の振込ではなくデータ転送による総合振込が基本形態となっている。個別の振込は監査やコンプライアンス上の観点より回避したい方法である。また、総合振込の振込受付書は会計監査の必要書類であり、補助金実施団体等に提出することができず、写しであっても、個人情報取扱の観点からも取扱には制限がある。 なお、個別の振込受付書の提出が困難な場合に、代替書類として金融機関の捺印がある「取引証明」が認められるケースもあるが、金融機関によっては「取引証明」を発行しない場合がある。 ②近年、各種補助金の採択率が低下し、補助金の申請を行っても採択されないケースが増加している。一方で、補助金申請のために、ユーザー及びリース会社ともに、多大な労力とコストが生じている。補助金の審査基準の明確化または主要な採択基準が開示されることにより、申請に伴う多大な労力とコストが軽減される。 ③書類の電子化・簡素化 一部の補助金事業では専用のWEBサイトにより各種報告等が電子化されており、補助金事業の実施団体及び補助金の交付者の事務が合理化されている。補助金事業において、各種報告等の電子化を促進することで、補助金事業の実施団体及び補助金の交付者の事務負担が合理化できる。 補助金事業によっては、大量の申請書類及び添付書類が必要となる場合がある(大型ファイル1冊分となる補助金事業もある)。特に、中小企業のユーザーにおいては、人的資源の制約から、補助金申請書類の作成に過度な負担が生じており、できる限りの書類の簡素化が求められる。</p>
<p>科研費等研究資金に関する効率的運用について</p>	<p>【具体的内容】 ・科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)等の研究資金について、制度を改善し、リースにより研究開発用機器等の導入を促進すること。 【提案理由】 ・国からの研究者及び研究機関への補助金や研究資金の交付は、国の単年度主義に基づき交付されていることから、複数年度の予算を活用した高価な研究開発用機器等の調達で困難となっている。また、リースによる研究開発用機器等の導入を推奨している場合もあるが、単年度の予算により、リースにより導入することが困難な場合もある。 研究者からは、効率的に資金を使用した研究開発用機器等の調達需要があり、リースを積極的に活用するために、複数年度の交付を促す等の制度改善を図るべきである。</p>
<p>入札制度について</p>	<p>【具体的内容】 ①地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 ②国、独立行政法人、特殊法人の「競争入札参加資格要件」を統一化すること。 【提案理由】 ①「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。平成27年度の提案において、「地方自治法および同法施行法による規制はない」との回答が示されているが、手続きを簡素化・統一することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。 ②独立行政法人、特殊法人においては、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なり、民間事業者に過度な事務負担が生じている。</p>
<p>医療機器リースの入札について</p>	<p>【具体的内容】 ・国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借の競争入札において、リース会社が医療機器の保守を受託する場合は、修理業の許可取得業者に再委託することにより入札参加要件を満たすことができる様、医療機関等への周知を徹底願いたい。 ※「保守料代理回収」については「修理業の許可」は不要。 【提案理由】 ・平成27年度の提案において、「単なる修理の取次を行う場合は医療機器修理業の許可は不要」、「三者間においてそれぞれの権利義務関係を明確にした上で修理の受託を行う場合は可」との回答が示されているが、国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借で示される賃貸借契約書は、顧客・リース会社間の二者間で締結する様式になっているものが多く、その様式において、リース会社に医療機器の修理業の許可を取得することが要件とされていることから、入札参加を断念するケースが多く、医療機器のリースによる導入を阻害している。</p>

<p>銀行の子会社の業務範囲「金融関連業務」について</p>	<p>【具体的内容】 ・物品賃貸と役務提供の複合的な契約は認められていないが、「複合契約の取組を図る中で、銀行の子会社（リース会社）が負担するリスクが顧客の与信リスクに限定されるものは取組可能。」である旨を明文化すること。 【提案理由】 ・リース会社が顧客より、物品賃貸とそれに関連するサービス業務を併せた複合契約C（A・物品賃貸に、B・物件賃貸に付随するサービス業務を包含した契約）を、ワンストップサービスを求めることから依頼される場合がある。 複合契約Cのうち、リース会社はAに係るリスク（顧客のデフォルトリスク）を負うが、Bの部分は事業会社（エンジニアリング会社等）に別途すべて業務委託し、その部分のリスクと収益を移転する。複合契約Cの例としては、オンサイトサービス契約※が事例として挙げられる。 （※オンサイトサービス契約とは一般的に、事業会社が顧客の敷地内に設備を設置し、当該設備を使用して成果物（水・ガス・薬液等）を提供する。事業会社は同設備の投下資本を、設備メンテナンス等の役務提供と合わせ、成果物販売代金として一本化し、長期に亘り回収するものを言う。） ・リース会社が主体的にオンサイトサービス契約を締結する場合、事業会社としての立ち位置（サービスの元請）となるものの、物品賃貸業務（設備調達及び貸与）以外のすべての業務を事業会社に委託することで、実質的にはサービスは事業会社が行い、リース会社は顧客の与信リスク（デフォルトリスク）のみを負担する立場となるが、銀行の子会社に該当するリース会社は銀行法に定める業務範囲規制を勘案するとサービスの元請として上記複合契約C（オンサイトを含む）を締結することが出来ない。 ・リース会社は、物品を使用させる業務（銀行法施行規則第17条の3第2項第11号に定める機械類を使用させる業務）を行うのみであり、顧客の与信リスクのみを負担している。リース会社が複合契約代金を回収するが、役務提供B部分の収益は、業務委託契約（リース会社と事業会社の二者間で別途締結）にて委託料としてすべて事業会社に支払い、また同役務提供に係るすべてのリスクも事業会社に移転している。 ・本提案の実現により、国内の設備投資が促進され、経済の活性化に資する。</p>
<p>産業廃棄物の電子 manifests 登録期限の見直しについて</p>	<p>【具体的内容】 ・電子 manifests の登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3連休（土・日・祝日）の前日に産業廃棄物を排出した場合は、その翌日を登録期限とすること。 【提案理由】 ・産業廃棄物処理法において、排出事業者の電子 manifests の登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」（産業廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3）とされている。 ・産業廃棄物の排出事業場が本社等から離れた場合は、速やかに電子 manifests に登録できないことを想定して登録期限が「3日以内」とされているが、産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出実行の確認をした後に、電子 manifests の登録を行っているケースがあり、3連休（土・日・祝日）がある場合、その前日の産業廃棄物の排出時間によっては、登録遅延が発生する事態が生じ得る。 ・平成27年度の提案に対し、「現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面に対応できるように配慮する。」との回答が示されているが、上記の実態に即していない。電子 manifests の更なる普及拡大のためにも、民間事業者の産業廃棄物管理の実態を踏まえ、制度改善を図るべきである。</p>
<p>優良認定制度の見直しについて</p>	<p>【具体的内容】 ・排出事業者が優良産廃処理業者（廃棄物処理法施行令第6条の9第2号、同第6条の11第2号）に処分等を委託した場合に、①排出事業者責任を免責する。②域外産業廃棄物の地方自治体への事前届出等を免除する。等の措置を講じること。 【提案理由】 ・優良産廃処理業者の認定制度は、産廃処理業者の遵法性や透明性等について、地方自治体が厳格に審査し認定する制度であるが、現状、排出事業者が優良産廃業者に対して処分等を委託するインセンティブが乏しい。 ・一方、国・地方自治体は、排出事業者に対して優良産廃業者の活用を促しているが、上記①・②のような措置が講じられることにより、適正な産業廃棄物処分が促進される。 ・特に、リース会社においては、排出事業場が全国に亘り、域外産業廃棄物の流入規制を受けることが多く、各地方自治体の条例の内容確認とその対応に苦慮している。優良産廃業者に処分等を委託する場合に限って、域外産業廃棄物の流入規制を緩和することにより、優良産廃処理業者の認定制度の活用が促進される。</p>
<p>産業廃棄物収集運搬、処分許可の更新時の対応について</p>	<p>【具体的内容】 ・産業廃棄物処理業者の許可更新時における処分委託について、適法であることを明確化する こと。 【提案理由】 ・産業廃棄物処理法第14条第3項（収集運搬業者）、第8項（処分業者）の規定により、「更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。」とされていることから、許可の更新が遅延等した場合に、排出事業者として、当該処理業者への委託は適法と考えられるが、その旨が明確化されていない。</p>

<p>産業廃棄物の処分受託及び再委託について</p>	<p>【具体的内容】 ・ユーザー所有物件(産業廃棄物)の処分受託及び再委託を認める制度を新設すること。 【提案理由】 ・リース会社においては、多種多様な物件を全国の幅広い顧客にリースし、リース期間の終了時にこれらの物件の廃棄処分を適正に実施しているが、リース終了物件の返還に際して、顧客から自社所有物件の処分を委託したい旨の要請があっても、現行法制化では受託することが禁止されている(廃棄物処理法第14条第15項)。 ・顧客においては、産業廃棄物の処分に不慣れなケースも多々あり、不適切な処分が行われることが懸念される。 ・一定の要件を満たすリース会社について、ユーザー所有物件の処分受託及び産業廃棄物処理業者への再委託を認める制度を新設することにより、産業廃棄物の適正な処分が促進される。</p>
<p>フロン回収工程管理票の電子化の促進について</p>	<p>【具体的内容】 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のフロン回収工程管理票の電子化を促進するために、第一種フロン回収業者に利用方法を周知すること。 【提案理由】 ・フロン回収工程管理票の電子化が行われ、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が運用しているが、産業廃棄物処理業者であり、かつ、第一種フロン回収業者である会社に対して、その利用方法が周知されていないため利用が進んでいない。 フロン類の適正処分を推進するためには、第一種フロン回収業者に対して、フロン回収工程管理票の電子化の周知徹底が必要である。</p>
<p>医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化について</p>	<p>【具体的内容】 ・都道府県ごとに異なる各種書式(医薬品医療機器等法第39条第1項の販売業許可の申請、同法第39条第6項の許可更新申請、同法第39条の3の販売業届出、法第40条の変更届出)・添付書類を統一化すること。統一化できない場合は、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。 【提案理由】 ・同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。 ・平成27年度の提案に対し、「各都道府県に新たな負担を求めるため対応困難」、「一律に指導することは困難」との回答が示されているが、全国的に事業展開している民間企業に相応の負担(例えば、役員を変更する都度、許可を受けている都道府県に変更届を提出し、かつ、都道府県ごとに様式が異なる。)がかかっている点を踏まえ、再検討すること。</p>
<p>ファイナンス・リース契約における中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について</p>	<p>【具体的内容】 ・医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。 【提案理由】 ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備を選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、また、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行い、リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。 ・また、ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課すことは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。</p>

<p>リコール情報の開示</p>	<p>【具体的内容】 ・自動車メーカーのリコール情報について、「使用者」と「所有者」が異なる場合は、「所有者」に対してもリコール情報を開示することを義務化すること。 【提案理由】 ・現在、自動車のリコール情報に関しては「使用者」のみに対し、通知が行われており、「所有者」の立場であるリース会社には情報開示がなされていない。国土交通省のホームページにリコール情報は開示されているものの、型式毎の検索が必要になるなど、リース会社が確実にリコール情報を得られる体制になっていない。メンテナンスや車両管理などを担うリース会社が確実にリコールの情報を得ることで、使用者の安全へも寄与することになる。</p>
<p>自動車関連諸税に関する情報提供について</p>	<p>【具体的内容】 ・所有者に対して自動車関連諸税・使用者に関する情報提供を行うこと。 ①自動車関連諸税の減免措置について、データ等により提供すること。 ②自動車税収納情報をデータ等により提供すること。 ③使用者の情報を開示すること。 【提案理由】 ①自動車に係る諸税の減免措置等により、自動車の課税額が毎年変動し、大量に自動車を所有するリース会社の事務負担が著しく増大している。現状、車検証の備考欄には、燃費等による軽減率等の記載はあるものの、基準年度が改正されることにより、納付税額を正確に把握することができず、混乱が生じている。適正な納付税額を的確に判定できる情報、すなわち、減税の判定や納税額をリース会社がシステム化することができるデータ等が情報提供されることにより、リース会社の事務負担が軽減される。 ②自動車税収納情報反映のタイムラグ改善に向けた抜本的改善策の検討・実行と合わせ、収納状況についてのデータ提供をお願いしたい。 リース車両の自動車税はリース会社が納税義務者であるが、契約車両のメンテナンス、車両管理もリース会社が担っており、収納情報の確認が必要となる。陸運支局での自動車税収納確認が電子化されたことで、継続車検時に自動車税納税証明書が省略可能となったが、金融機関やコンビニエンスストアで納付した場合、都道府県と運輸支局間での収納情報反映に数日～1週間程度は必要となっている状況であり、迅速な情報の反映ができない。 ③自動車税納税通知書を受領した際に、使用者が不明な場合がある。所有者が使用者を確認するために登録事項証明書の交付請求をしても、個人情報理由に交付請求が認められない。</p>
<p>自動車税納付書式の統一化等について</p>	<p>【具体的内容】 ・各都道府県の自動車税納付書式の統一化を図るとともに、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供(車体番号、使用者等)すること。 【提案理由】 ・自動車登録時の自動車取得税・自動車申告書の様式は統一化が進んだが、定期賦課に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化及びデータ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車税納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。 ・また、使用者を的確に管理できる観点からもデータ提供が望まれる。</p>
<p>犯罪収益移転防止法の本人確認書類について</p>	<p>【具体的内容】 ・犯罪収益移転防止法に基づく法人の本人確認書類として、顧客が取得した登記情報提供サービスによるデータを含めること。 【提案理由】 ・法人の本人確認書類として、登記事項証明書または印鑑証明書の原本が必要となるが、これを用意するために、顧客の担当者が法務局に向かい取得するか、オンライン申請により取得する必要があり、顧客に負担を強いている。 ・電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく「登記情報提供サービス」を顧客が契約している場合に、当該顧客が取得した登記情報を本人確認書類として用いることができれば、上記の負担が軽減される。 ・法人(顧客)が登記情報提供サービスを利用するためには、指定法人である一般財団法人民事法務協会と契約を締結する必要があり(契約締結時に登記事項証明書、印鑑証明書が必要)、また、データの改ざん防止措置も取られていることから、登記事項証明書と比べて、法人の実存性を確認する書類として劣後するものではない。</p>

<p>農地転用許可制度の緩和について</p>	<p>【具体的内容】 ・農地について、①転用許可期間の緩和、②リース会社の農地賃借（転賃）を認めること。 【提案理由】 ①農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行う「ソーラーシェアリング」の取り組みにおいて、農地の一時転用許可を行う必要がある。一方、農地の転用許可の条件の一つとして「転用期間が3年更新」とされており、転用許可の未更新リスクが懸念される。農地を有効活用するために、例えば、転用期間をリース期間や固定価格買取期間（20年）と同一とする等の措置が望まれる。 ②設備（農業用設備）と土地（農地）を一体でリースすることにより、営農者にとって契約行為やリース料支払の負担軽減につながる。現状では、農地の賃借が一般法人にも認められたものの、賃借人自身が農業を営む必要があり、設備と土地を一体で営農者にリースすることができない。</p>
<p>下請代金支払遅延等防止法について</p>	<p>【具体的内容】 ・上場会社の完全子会社（100%出資）が下請事業者となる場合は、下請代金支払遅延等防止法の適用除外とすること。 【提案理由】 ・下請代金支払遅延等防止法は、資本金規模のみで「親事業者」と「下請事業者」としているが、例えば、メンテナンス・リースを行う場合に、リース物件のメーカーが上場会社で、当該完全子会社が物件のメンテナンスを行う場合、現状では、リース会社と当該完全子会社間の保守委託契約が下請代金支払遅延等防止法の対象となる。 ・上場会社と当該完全子会社は、実質的に一体であり、上記の場合、優越的地位の濫用の懸念がないことから、下請代金支払遅延等防止法の適用除外とすること。</p>
<p>IoT設備が取得するデータについて</p>	<p>【具体的内容】 ・IoT設備が取得する個人情報について、適法に活用が可能になるよう、個人情報保護法の下に新たなガイドラインを策定すること。 【提案理由】 ・個人情報保護法においては、個人情報の利用目的の明確化を求めている。しかしながら、IoT設備が取得する情報（例：カメラや冷蔵庫等による情報）の取得に対する各個人からの承諾について運用方法を示す明確なガイドラインが無い。 ・IoT設備の普及を活性化するためには、取得する情報をいかに活用するかが重要であるが、当該法の下では、情報の利活用に制限や複雑な契約プロセスが発生しうる状況であり、ビジネスの活性化が制約される可能性がある。ガイドラインが作成されることにより、IoT設備が取得するデータのスピーディな収集と利活用が可能となり、リース会社の新たなビジネス、市場が生まれる。</p>
<p>ビッグデータの利活用について</p>	<p>【具体的内容】 ・人工知能技術を通して変化（品質向上）したデータの権利や権利の範囲について、法律またはガイドラインを策定すること。 【提案理由】 ・現状では、規制・法制度そのものは明確には存在せず、事業者間の個別契約で定めている。この現状がビッグデータの利活用推進の阻害要因になっていると考える。 ・強化学習等における人工知能技術は、ビッグデータの分析を通じ、品質が向上（変化）する。現行の法制度の下では変化したデータの権利や権利の範囲が不明確である。そのため、ビッグデータを保持する事業者は、他社へのデータ提供を躊躇し、自社または資本関係のある関連企業以外への協業等が難しい。 ・ビッグデータを保持するリース会社等の事業者や、人口知能の技術を持つ事業者の協業や業務提携の加速を促し、両業界の発展に寄与する。</p>